

歯科衛生士養成所指導ガイドライン新旧対照表

新	旧
歯科衛生士養成所指導ガイドライン 第一 指定申請書等に関する事項 1 養成所を設置しようとする者（既に指定を受けた養成所であって校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。）は、様式 1 による養成所設置計画書（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。）を授業開始予定日の 1 年前までに、養成所の設置予定地（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令（平成 3 年政令第 226 号。以下「施行令」という。）第 3 条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和 25 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）第 3 条第 1 項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の 6 か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。 3・4 （略） 第二～第四 （略） 第五 教員及び事務職員に関する事項 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を 1 名置くこと。	歯科衛生士養成所指導ガイドライン 第一 指定申請書等に関する事項 1 養成所を設置しようとする者（既に指定を受けた養成所であって校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。）は、様式 1 による養成所設置計画書（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。）を授業開始予定日の 1 年前までに、養成所の設置予定地（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令（平成 3 年政令第 226 号。以下「施行令」という。）第 3 条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和 25 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）第 3 条第 1 項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の 6 か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。 3・4 （略） 第二～第四 （略） 第五 教員及び事務職員に関する事項 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を 1 名置くこと。

新	旧
3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。 <u>4 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）が定められていること。</u> <u>5 1 教員の担当授業時間数は、過重にならないよう 1 人 1 週間あたり 15 時間を標準とすること。</u> <u>6 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。</u> <u>7 専任教員は、その担当分野に応じ、必要な研修（歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導の実施に必要な能力の向上のための研修や教授方法の研修等）を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。</u> <u>8 原則として、専任の事務職員を置くこと。</u>	3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。 (新設) <u>4 1 教員の担当授業時間数は、過重にならないよう 1 人 1 週間あたり 15 時間を標準とすること。</u> <u>5 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。</u> (新設) <u>6 原則として、専任の事務職員を置くこと。</u>
第六 授業に関する事項 1～3 (略) 4 教育実施上の留意事項 (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。 (2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 <u>(3) 講義は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、対面による授業と多様なメディアを利用した遠隔授業を組み合わせる行っても差し支えないこと。ただし、遠隔授業の実施にあたっては同時双方向性を有するなど、専任教員との対面による授業に相当する教育効果が十分に得られるものであることを前提とすること。</u>	第六 授業に関する事項 1～3 (略) 4 教育実施上の留意事項 (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。 (2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 (新設)

新	旧
第七 施設設備に関する事項 1 (略) 2 教室等 (1)・(2) (略) (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31㎡以上であり、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であつて、電気、水道（給湯設備を含む。）及び換気等の設備が設けられていること。 (4)・(5) (略) (6) 教員室、保健室、専用の更衣室〔ロッカー室〕、標本・機械・器具・材料等を保管する室を有することが望ましいこと。 (7) (略) (8) <u>2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。</u> (9) <u>2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないこと、この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を併用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。</u> (10) <u>図書室については、2以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用するこ</u>	第七 施設設備に関する事項 1 (略) 2 教室等 (1)・(2) (略) (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31㎡以上であり、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であつて、電気、<u>ガス</u>、水道及び換気等の設備が設けられていること。 (4)・(5) (略) (6) 教員室、保健室、専用の更衣室〔ロッカー室〕、標本・機械・器具・材料等を保管する室、<u>実習に関する準備室及び視聴覚室</u>を有することが望ましいこと。 (7) (略) (新設) (新設) (新設)

新	旧
<u>とができること。</u> (11) <u>2以上の養成所又は課程を併設する場合においては、共用とする施設整備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。</u> 3 (略) 第八 実習施設に関する事項 1 実習施設としては、病院、歯科診療所以外に、<u>学校・幼稚園・保育所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所・市町村保健センター、その他の社会福祉施設等を適宜含めること。各実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たしており、実習を行うにふさわしい施設である必要があること。</u> 2 <u>歯科臨床の実習施設が備えるべき要件は以下の通りである。</u> (1) <u>歯科臨床における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。</u> (2) <u>歯科臨床における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上を標準とすること。</u> (3) <u>歯科臨床の実習施設には、診療室のほか、学生控室(更衣室、ロッカー等)を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。</u>	(新設) 3 (略) 第八 実習施設に関する事項 1 実習施設としては、<u>臨床実習施設としての病院、診療所、歯科診療所以外に、臨床実習施設以外の実習施設としての介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</u> 2 <u>臨床実習施設は、歯科臨床や地域保健等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。</u> (1) <u>臨床実習施設における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。</u> (2) <u>臨床実習施設における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とすること。なお、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は、3名を標準とすること。</u> (3) <u>臨床実習施設には、診療室のほか、学生控室を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。</u>

新	旧
(削除) 第九 (略) 別添 1	<u>3 臨床実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たし、実習を行うにふさわしい施設であること。</u> 第九 (略) 別添 1

新				旧			
	教 育 内 容	単 位 数	教育の目標		教 育 内 容	単 位 数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	小計	10			小計	10	

新				旧			
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	<u>4</u>	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。	専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	15	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。
	歯・口腔の構造と機能 疾病の成り立ち及び 回復過程の促進	<u>5</u> <u>6</u>			歯・口腔の構造と機能 疾病の成り立ち及び 回復過程の促進		
	歯・口腔の健康と予防 に関わる人間と社会 の仕組み	7			歯・口腔の健康と予防 に関わる人間と社会 の仕組み	7	
	小計	22	人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。		小計	22	人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。

新				旧			
専 門 分 野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。	専 門 分 野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。
	臨床歯科医学	8	歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。		臨床歯科医学	8	歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。
	歯科予防処置論	8	高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。		歯科予防処置論	8	高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。
	歯科保健指導論	7	生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。		歯科保健指導論	7	生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。
	歯科診療補助論	9			歯科診療補助論	9	
	臨地実習（臨床実習を含む。）	20	ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および		臨地実習（臨床実習を含む。）	20	ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および
	小計	54	集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。 チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健		小計	54	集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。 チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健

新				旧			
			等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。				等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
選 択 必 修 分 野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。	選 択 必 修 分 野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。
	合計	93			合計	93	

新		旧	
別添 2		別添 2	
品名	数量	品名	数量
(1 機械器具等)		(1 機械器具等)	
<u>高圧蒸気滅菌器</u>	一以上	<u>高圧滅菌器</u>	一以上
(削除)	(削除)	<u>乾熱滅菌器</u>	一以上
<u>超音波洗浄器またはそれに準ずる物</u>	<u>一以上</u>	(新規)	
(削除)		<u>血圧計</u>	<u>学生数の五</u>
※項目移動			<u>分の一以上</u>
冷凍冷蔵庫	一以上	冷凍冷蔵庫	一以上
<u>歯科ユニット (エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)</u>	<u>学生三人に一</u>	<u>ユニット (歯科用吸引器を含む。)</u>	<u>学生数の五分</u>
<u>口腔外バキューム</u>	<u>適当数</u>		<u>の一以上</u>
<u>マイクロモーターハンドピース (ユニットとは別途)</u>	<u>学生三人に一</u>	(新規)	(新規)
<u>歯科用タービンヘッド</u>	<u>一以上</u>	<u>電気エンジン (ユニットとは別途)</u>	<u>学生数の五分</u>
(削除)		<u>歯科用タービン</u>	<u>の一以上</u>
(削除)		<u>超音波歯石除去器</u>	<u>二以上</u>
※高圧蒸気滅菌器の下に項目移動した上で一部追記		<u>超音波洗浄器</u>	<u>学生数の五分</u>
(削除)	(削除)		<u>の一以上</u>
歯科用エックス線 <u>撮影</u> 装置一式	一以上	<u>紫外線器具保管箱</u>	一以上
(削除)	(削除)	歯科用エックス線装置	適当数
(削除)	(削除)	<u>エックス線フィルム自動現像器</u>	一以上
ファントーム	学生数	<u>歯科用シャーカステン</u>	一以上
(削除)		ファントーム	学生数
※「救命救急処置器具・器材一式」に含まれるものとして項目移動		酸素吸入器	一以上
(削除)			
※項目移動		<u>口腔外科処置用器具一式</u>	<u>一以上</u>

新			旧		
(削除)			<u>矯正処置用器具一式</u>	<u>一以上</u>	
※項目移動					
(削除)			<u>補綴処置用器具一式</u>	<u>一以上</u>	
※項目移動					
(削除)			<u>保存処置用器具一式(歯髄診断器・電氣的根長測定器・</u>	<u>一以上</u>	
※項目移動			<u>電動式アマルガム練和器等を含む)</u>		
<u>保存治療時の器具・器材一式</u>	(削除)		(新規)	(新規)	
<u>直接修復の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)	(新規)	
<u>間接修復の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)		
<u>歯内療法器具・器材一式</u>			(新規)	(新規)	
<u>歯髄処置の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)	(新規)	
<u>根管処置の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)		
<u>歯周病治療時の器具・器材一式</u>			(新規)	(新規)	
<u>歯周外科治療の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)		
<u>補綴治療時の器具・器材一式</u>			(新規)	(新規)	
<u>義歯作製の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)	(新規)	
<u>クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)		
<u>口腔外科治療時の器具・器材一式</u>			(新規)	(新規)	
<u>抜歯術の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)	(新規)	
<u>消炎手術の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)		
(削除)	(削除)		<u>予防処置器具一式(各種フッ化物塗布器等を含む)</u>	<u>一以上</u>	
※項目移動					
(削除)	(削除)		<u>歯科保健指導器具(顕微鏡・う蝕活動性試験装置等)</u>	<u>学生数の五分の一以上</u>	
※項目移動					
<u>小児歯科治療時の器具・器材一式</u>			(新規)		
<u>乳歯冠による歯冠修復の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)		
<u>乳歯の生活歯髄切断法の器具・器材一式</u>	<u>適当数</u>		(新規)		
矯正歯科治療時の器具・器材一式	<u>適当数</u>		(新規)		

新		旧	
(2 標本及び模型) 人体骨格模型 人体解剖模型 頭蓋骨模型 (削除) 歯列発育顎模型 (乳歯列模型、永久歯列模型等) 歯科保健指導器具・器材 (削除) 口腔周辺器官シミュレーター (3 その他) プロジェクター AV 装置一式 パーソナルコンピューター プリンター 口腔内撮影用カメラ (付属品も含む。) 鍵付き薬品保管庫	一以上 一以上 一以上 相当数 相当数 一以上 一以上 一以上 相当数 相当数 相当数 一以上 (注) 学生数とは、同時に実習を行う学生数をいう。	(2 標本及び模型) 人体骨格模型 人体解剖模型 頭蓋骨模型 歯牙着脱顎模型 (乳歯列及び永久歯列用) 歯列発育顎模型 歯科保健指導器具 (歯磨指導用顎模型・病態図、模型等) 救急蘇生法実習モデル (削除) (3 その他) プロジェクター VTR 装置一式 (ビデオテープレコーダー・モニター装置・カメラを含む。) 口腔内撮影用カメラ (付属品も含む。)	一以上 一以上 一以上 学生数の二 分の一以上 相当数 学生数の五分 の一以上 一以上 相当数 一以上 一以上 (注) 学生数とは、同時に実習を行う学生数をいう。

新	旧																																																				
別添 3	別添 3																																																				
<table> <tr> <th>品名</th><th>数量</th></tr> <tr> <td><u>歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)</u></td><td>三台以上であって学生二人に一以上</td></tr> <tr> <td>歯科用エックス線撮影装置一式</td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>パノラマエックス線撮影装置</td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>超音波スケーラーまたは、エアスケーラー</u></td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>超音波洗浄器またはそれに準ずる物</u></td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>高压蒸気滅菌器</td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>歯科予防処置器具・器材一式</u></td><td>一以上</td></tr> <tr> <td><u>歯科保健指導器具・器材一式</u></td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> </table>	品名	数量	<u>歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)</u>	三台以上であって学生二人に一以上	歯科用エックス線撮影装置一式	一以上	パノラマエックス線撮影装置	一以上	(削除)		<u>超音波スケーラーまたは、エアスケーラー</u>	一以上	(削除)		<u>超音波洗浄器またはそれに準ずる物</u>	一以上	高压蒸気滅菌器	一以上	(削除)		<u>歯科予防処置器具・器材一式</u>	一以上	<u>歯科保健指導器具・器材一式</u>	一以上	(削除)		<table> <tr> <th>品名</th><th>数量</th></tr> <tr> <td>ユニット (<u>歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)</u></td><td>三台以上であって学生数の二分の一以上</td></tr> <tr> <td>歯科用エックス線装置</td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>パノラマエックス線撮影装置</td><td>一以上</td></tr> <tr> <td><u>超音波歯石除去器</u></td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>フッ化物塗布器具</u></td><td>適当数</td></tr> <tr> <td>超音波洗浄器</td><td>一以上</td></tr> <tr> <td>高压滅菌器</td><td>一以上</td></tr> <tr> <td><u>紫外線器具保管箱</u></td><td>適当数</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>歯科保健指導器具(顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)</u></td><td>適当数</td></tr> <tr> <td><u>学生用ロッカー</u></td><td>学生数 (注) 学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。</td></tr> </table>	品名	数量	ユニット (<u>歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)</u>	三台以上であって学生数の二分の一以上	歯科用エックス線装置	一以上	パノラマエックス線撮影装置	一以上	<u>超音波歯石除去器</u>	一以上	(新規)		<u>フッ化物塗布器具</u>	適当数	超音波洗浄器	一以上	高压滅菌器	一以上	<u>紫外線器具保管箱</u>	適当数	(新規)		<u>歯科保健指導器具(顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)</u>	適当数	<u>学生用ロッカー</u>	学生数 (注) 学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。
品名	数量																																																				
<u>歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)</u>	三台以上であって学生二人に一以上																																																				
歯科用エックス線撮影装置一式	一以上																																																				
パノラマエックス線撮影装置	一以上																																																				
(削除)																																																					
<u>超音波スケーラーまたは、エアスケーラー</u>	一以上																																																				
(削除)																																																					
<u>超音波洗浄器またはそれに準ずる物</u>	一以上																																																				
高压蒸気滅菌器	一以上																																																				
(削除)																																																					
<u>歯科予防処置器具・器材一式</u>	一以上																																																				
<u>歯科保健指導器具・器材一式</u>	一以上																																																				
(削除)																																																					
品名	数量																																																				
ユニット (<u>歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)</u>	三台以上であって学生数の二分の一以上																																																				
歯科用エックス線装置	一以上																																																				
パノラマエックス線撮影装置	一以上																																																				
<u>超音波歯石除去器</u>	一以上																																																				
(新規)																																																					
<u>フッ化物塗布器具</u>	適当数																																																				
超音波洗浄器	一以上																																																				
高压滅菌器	一以上																																																				
<u>紫外線器具保管箱</u>	適当数																																																				
(新規)																																																					
<u>歯科保健指導器具(顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)</u>	適当数																																																				
<u>学生用ロッカー</u>	学生数 (注) 学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。																																																				